

函 市 民

令和5年(2023年)9月7日

報道機関 各位

函館市市民部市民・男女共同参画課長

函館市男女共同参画審議会公募委員の募集について

このことについて、下記のとおり募集いたしますので、報道についてよろしく
お願い申し上げます。

記

- 1 内 容 男女共同参画社会の実現をめざし、市民の意見を反映させた男女共同参画施策を推進するために「函館市男女共同参画審議会」を設置しており、公募委員を募集します。
- 2 募集人員 1名
- 3 委員の任期 委嘱の日から2年とする。
- 4 応募条件 市内に居住する年齢18歳以上で男女共同参画の推進に関し、知識、関心等のある方。ただし、別添公募実施要領記載の事項に該当する方はご応募いただけません。
- 5 募集期間 令和5年9月1日(金)から令和5年9月14日(木)まで
(当日消印有効)
応募用紙は本庁舎1階iスペース、4階市民部市民・男女共同参画課および各支所にて配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023082800038/>
- 6 担当課 函館市市民部市民・男女共同参画課(担当: 關)
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL 0138-21-3470 FAX 0138-23-7173

「函館市男女共同参画審議会」委員公募実施要領

1 目的

函館市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱するにあたり，市民の意見を反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 公募人数

1人（任期満了のため）

3 委員の任期

委員の任期は2年間とし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするが，その期間が1年未満のときは，1回に限り公募によらず再任できるものとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上の者で男女共同参画の推進に関し，知識，関心等のある者。

ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本委員会に委員を推薦している団体に所属する者（団体一覧別添）
ただし，当該団体が複数の団体により組織される団体であるときは，当該団体の役員を務めている者に限る。
- (2) 本市の他の3つ以上の委員会の委員である者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募用紙により，郵送または持参により応募する。

（応募先：市民部市民・男女共同参画課

住所 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話 21-3470）

6 広報

公募にあたっては，市広報紙等に公募記事を掲載する。

7 募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月14日（木）まで

（当日消印有効）

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。

函館市男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女いずれか一方の性別の委員の割合が、委員総数の10分の4に達しない場合には、優先的に少ない方の性別の応募者を委員として決定する。

また、当該審議会における青年（39歳以下）の委員の割合が附属機関・その他会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める青年登用率の目標値10%に達しない場合は、優先的に青年の応募者を委員として決定する。

ただし、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

9 決定後の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

団体一覧別添

- ・北海道管区行政評価局函館行政監視行政相談センター
- ・函館小学校長会
- ・北海道高等学校長協会道南支部
- ・函館弁護士会
- ・北海道教育大学函館校
- ・連合北海道函館地区連合会
- ・函館市女性会議
- ・函館法人会青年部会
- ・函館商工会議所
- ・北海道渡島総合振興局

函館市男女共同参画審議会委員応募申込書

ふりがな 氏名		性 別	生年 月日	年 月 日生	
		1 男 2 女 3 () <small>※自認する性をご記載ください。</small>		年 齢	満 歳(令和5年9月1日現在)
住所	〒 ー 函館市 ー 町 丁目 番 号 (TEL ー)	職 業			
		勤 務 先			

*次の事項については、該当がある場合に記入してください。

所属している団体、 サークル名	<ul style="list-style-type: none"> • • • <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(団体等の役員などに就任している場合は、その役職名も記入してください。)</p>			
団体等 の活動 の略歴				
職 歴				
本市の他の附属機関等 の委員への就任状況 (応募中のものを含む)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 55%; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> • </td> <td style="width: 30%; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/>就任中 (任期 ー ～) <input type="checkbox"/>応募中 </td> </tr> </table>	名称	<ul style="list-style-type: none"> • 	<input type="checkbox"/> 就任中 (任期 ー ～) <input type="checkbox"/> 応募中
名称	<ul style="list-style-type: none"> • 	<input type="checkbox"/> 就任中 (任期 ー ～) <input type="checkbox"/> 応募中		

(審議会の委員に応募する動機・抱負などを必ずお書きください。)

応

募

の

動

機

・

抱

負

な

ど



函館市男女共同参画審議会 公募委員募集

函館市では、男女共同参画社会の実現をめざし、市民の意見を反映させた男女共同参画施策を推進するために「函館市男女共同参画審議会」（学識経験者や関係団体の構成員、事業者の代表、公募委員の12人以内で構成）を設置しています。

本審議会では、男女共同参画に関する基本計画の見直しや施策の実施状況等、市の男女共同参画事業について審議します。

今回は、現委員（公募委員2名）のうち1名の任期が満了したため募集を行うものです。

- ◆募集人数 1名 ※青年（39歳以下）の委員の割合が目標値（10%）に達しない場合は、優先的に青年の応募者を委員として決定する。
※男女いずれかの性別の委員の割合が10分の4以下になる場合には、少ない方の性別の応募者を委員として決定する。
- ◆報酬 審議会1回の出席につき、5,000円（税を含む）
- ◆任期 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで（2年間）
- ◆開催予定 任期中2～4回程度
・平日夜間の開催を予定しています。（1回2時間程度）
- ◆応募資格 市内に居住する年齢18歳以上の者で男女共同参画の推進に関し、知識、関心等のある方。ただし、下記に該当する方はご応募いただけません。
 - (1) 本委員会に委員を推薦している団体に所属する者（裏面団体一覧）
ただし、当該団体が複数の団体により組織される団体であるときは、当該団体の役員を務めている者に限る。
 - (2) 本市の他の3つ以上の委員会の委員である者（応募中のものを含む。）
 - (3) 成年被後見人または被保佐人
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した者
- ◆応募方法 別添応募申込書に記載のうえ、郵送またはご持参ください。
（応募先：市民部市民・男女共同参画課 〒040-8666 函館市東雲町4番13号）
- ◆募集期間 令和5年9月1日（金）～9月14日（木）（当日消印有効です）
※応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により決定します。
また決定後は、文書でお知らせいたします。
※優先枠があります。詳細は別添公募実施要領をご確認ください。
- ◆問合せ先 函館市市民部市民・男女共同参画課 電話：0138-21-3470
Email：danjokyodo@city.hakodate.hokkaido.jp

推薦団体一覧

- ・ 北海道管区行政評価局函館行政監視行政相談センター
- ・ 函館小学校長会
- ・ 北海道高等学校長協会道南支部
- ・ 函館弁護士会
- ・ 北海道教育大学函館校
- ・ 連合北海道函館地区連合会
- ・ 函館市女性会議
- ・ 函館法人会青年部会
- ・ 函館商工会議所
- ・ 北海道渡島総合振興局